

平成27年(ワ)第13029号、23507号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原 告 原中勝征ほか1581名

被 告 国

### 求釈明申立書

平成28年10月18日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 山 田 正 彦

同 岩 月 浩 二

同 酒 田 芳 人



被告は、「TPP協定は、いまだ締結すらされておらず、発効もしていない。したがって、TPP協定に対応する国内法の改正、施行等もされてにないのであるから、原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない」として、原告らの被侵害利益の存在を否定している（被告準備書面（1）7ページ）。

この被告の主張は、何らかの国内法の改正、施行等が行われない限り国内の権利義務関係に変動は生じないとする趣旨にも読める。

そこで、原告らは被告に対して、以下のとおり釈明を求める。

- 1 被告は、条約の発効と同時に国内法的効力も生じるとする条約の一般的受容説を否定するものであるか、明らかにされたい。
- 2 条約の国内法的効力について、一般的受容を肯定する場合、国内適用を可能にす

るために必要とされる全ての法律、政令、規則、条例等の名称及び内容を明らかにされたい。

- 3 TPP協定中、国内法整備を待つまでもなく、直接国内法として適用される自動執行力がある規定を全て明らかにされたい。

ことに、ISD条項を含むTPP協定第9章(投資)、第11章(金融サービス)は外国投資家に対して、特別な権利を付与する条約締結国の意思が明確であるので、これら各章において外国投資家に対して付与する諸権利について、条約の直接適用がなされる規定(条文)を逐条的に明らかにされたい。

TPP協定は極めて膨大かつ包括的な内容のものであり、以上の点が明らかにされない限り、TPP協定が原告らの権利義務関係にいかなる具体的な影響を及ぼすものであるかは、著しく不明確である。したがって、被告がこれらの釈明をなすことは、侵害行為を特定する上で、必要不可欠である。